

県立高校授業料の免除制度 (家計急変への支援)のお知らせ

平成26年4月以降に入学する方は、授業料に関する制度が新しくなり、原則として授業料が徴収されます。高等学校等就学支援金制度で授業料の負担をなくすためには、必要書類を高校に提出することが必要になります。

「市町村民税所得割額」が30万4,200円以上のため、高等学校等就学支援金支給の対象にならず授業料を負担いただく方で、家計急変の事由があった場合は、免除制度の対象になりますので事務室までご相談ください。

対象となる方

- 1 平成26年4月1日以降に入学する生徒（就学支援金の対象者）で前年・前々年の課税証明書により、就学支援金の所得要件（「市町村民税所得割額」が30万4,200円未満）を超え、授業料を負担する方
- 2 保護者等（両親とも収入がある場合は収入の多い方）の失職、倒産などの家計急変による経済的な理由から授業料の納付が困難な方
 - *失職には、定年退職や自己都合退職は含まれません。サラリーマンの方は解雇、事業主の方は倒産等が対象になります。
 - *保護者の死亡や離婚の場合は、就学支援金の手続きにおける審査事項になります。
- 3 今後の1年間の収入の想定により、「市町村民税所得割額」が51,300円（年収350万円程度）未満となる世帯の方

手続きについて

在学している高校で手続きをします。

提出期限

事由発生の直近の納付期限。（9月12日又は12月12日までに申請をしてください。
なお、12月～2月に事由が発生した場合は3月15日までに申請をしてください。

免除期間

事由発生の翌月（事由発生が月の初日の場合は当該月）から、家計急変による収入状況が課税証明書に反映されるまでの間。

提出書類

- ①授業料等免除申請書
- ②実情調書
- ③収入を証明する書類
給与証明書、収入申告書等
- ④離職票等失職、倒産などが確認できる書類

対象となる方は必ず手続きをしてください。手続きが行われないと授業料をご負担いただきます。

神奈川県立横浜国際高等学校 事務室
電話 045 (721) 1434